

大正大学外部評価委員会規程

平成 28 年 7 月 26 日

改正 平成 30 年 10 月 16 日 令和元年 7 月 1 日

令和元年 11 月 1 日 令和 2 年 4 月 1 日

目 次

- 第 1 条 (設置)
- 第 2 条 (目的)
- 第 3 条 (組織)
- 第 4 条 (任期)
- 第 5 条 (委員長)
- 第 6 条 (守秘義務)
- 第 7 条 (その他)
- 第 8 条 (管掌)
- 第 9 条 (改廃)

(設置)

第 1 条 大正大学は、TSR マネジメントによる自己点検・評価規程（以下「自己点検・評価規程」という。）に基づく自己点検・評価結果の妥当性と客観性を高めるため、外部評価を実施する機関として外部評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第 2 条 委員会は、自己点検・評価規程第 7 条に定める自己点検・評価報告書または自己点検・評価統括委員会が要請するその他の事項に基づいて、第三者の立場から評価し、本学の教育・研究水準の向上及び組織の活性化に資する提言を行う。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員若干名をもって組織する。

2 委員は本学の設置目的について理解のある学外の学識経験者等の中から理事長が委嘱する。

3 委員会には、委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を陪席させることができる。

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。但し、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(委員長)

第 5 条 委員会には、委員長を置く。

2 委員長は、委員のうちから理事長が指名する。

3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

4 委員長の任期は2年とする。但し、委員長が欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員長は、再任することができる。

(守秘義務)

第6条 委員会の委員は、この規程に基づく評価を行う際に知り得た事項のうち、秘すべきとされた事項は、他に漏らしてはならない。

(その他)

第7条 委員会の事務は、総合政策部法人秘書課並びに質保証推進室が行う。

(管掌)

第8条 この規程の事務管掌は、総合政策部法人秘書課が行う。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、常務理事会が行う。

附 則

この規程は、平成28年7月26日より施行する。

附 則

この規程は、平成30年10月16日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。